

原 著

19世紀末イギリスにおける視覚障害者の生活実態と社会の期待
—1889年盲・聾等王命委員会公聴会証言を中心に—

青 柳 まゆみ*・中 村 満紀男**

本研究では、政府が視覚障害児・者の教育や処遇問題の改善に取り組み始めた19世紀末のイギリスに焦点を当て、当時の視覚障害者の生活実態と社会の期待との関係を究明することを目的とした。

主たる資料として、1889年盲・聾等王命委員会報告書の公聴会議事録を用いた。116回の公聴会における150余名の証言のうち、視覚障害者本人と視覚障害者の教育および救済関係者94名の証言を分析の対象とした。

19世紀末イギリスにおいて、「経済的自立」は、人が社会の一員として認められるための基本的な条件であった。王命委員会は、視覚障害者の自活を目指した教育の重要性を指摘した。その新しい政策は、救貧費削減という国の利益につながっただけでなく、視覚障害者の生活改善にも大きな影響を与える可能性を含んでいた。

一方、完全な自活が困難あるいは不可能であった視覚障害者に対しても、彼らが一定条件を満たしていれば、関係者たちは必ずしも彼らの救済に否定的ではなかった。

キー・ワード：視覚障害者 19世紀末イギリス 盲・聾等王命委員会 自活 救済

I 課題の設定と方法

1 問題の所在と目的

近代社会において、賃労働と工業制という資本主義生産様式に吸収されえない障害者は生活困難となり、社会から経済的な重荷とみなされる存在となった。なかでも視覚障害者は、働く技術を持たず一般の事業所に就労できる機会もなかったため、高齢者・病人・乳幼児とともに、欧米で最も早期に公的貧民化することとなった。

この状況を変えたのが、盲院における視覚障害者の教育的救済であった。18世紀末から19世紀初頭にかけて、ヨーロッパ、次いでアメリカ合衆国において、視覚障害児を対象とした盲

院が創設され、そこで経済的自立を目的とした教育が行われたのである¹⁾。しかし、初期の盲院は、主として一個人、あるいは民間の慈善団体によって設置・運営されたものであり、それが次第に公的な施設へと変化し、教育内容の多様化や卒業生の自立支援体制の充実が図られて行く過程には、様々な社会的・経済的要因が関わっていた。

フランスに次いでヨーロッパで最も早期に盲院が設立され普及したイギリスにおいて、視覚障害者に対する教育と救済のあり方に大きな変化がもたらされたのは、19世紀末のことである。その理由の一つが、財政難に伴う救貧対策の見直しであった。積極的に教育制度、公衆衛生対策を主とした医療制度等を拡充することにより、被救済者の数を減らして救貧費を削減しようとする動きが高まったのである。この救貧

*筑波大学心身障害学研究科

**筑波大学心身障害学系

対策における「救済」から「予防」への変化が、障害児・者の処遇問題にも大きな影響を与えることとなるのである²⁾。

また、視覚障害児に対する初等教育の義務化の必要性が指摘され始めたのもこの時期であった。1870年の「初等教育法」の制定以降、ロンドンをはじめ各地の学務委員会が公立学校に盲児のための特殊学級を設置し、盲児に対する公教育の実践を徐々に始めていた。

一方、COS (Charity Organization Society: 慈善組織化協会) は、1874年に視覚障害者の職業訓練等の問題を検討するための特別委員会を設け、1年半に亘って調査・検討を行った。そして、1876年にその結果を公表している³⁾。ただし、この調査研究がロンドンを中心になされたものであったため、COSは、全国的な調査研究と、政府の手による視覚障害者の生活改善を望み、「王命委員会」の設置を強く希望したのである⁴⁾。

そして、1885年、障害児・者の問題を扱った最初の王命委員会である「盲・聾等王命委員会」(The Royal Commission on the Blind, the Deaf and Dumb, &c) が設置された。それまで救済行政や民間の慈善団体による救済と保護の対象とされていた視覚障害者問題の調査・研究が、初めて政府の手によって行われたのである。

このような状況のなかで、視覚障害者たちは実際にどのような生活を送っていたのか、社会は彼らをどのように評価し、何を期待していたのかを詳細に分析し明らかにすることは、イギリスにおける視覚障害者の教育・救済のあり方の変化や、彼らに対する社会的評価の形成過程を探る上で意義深いことであると考えられる。

そこで本研究では、19世紀末のイギリスに焦点を当て、盲・聾等王命委員会が1889年に提出した報告書⁵⁾の公聴会議事録の分析を通して、視覚障害者の当時の生活実態と、彼らに対する社会の期待の内容との関係を究明することを目的とする。

王命委員会報告書は、イギリス国内の全地域が調査対象となったこと、また調査の内容が視

覚障害者の生活に関わるほぼ全ての領域にわたっていたことなどから、当時の視覚障害者の生活実態、および彼らに対する社会の期待の内容を明らかにするための資料として適切であると考えられる。

王命委員会報告を取り上げた先行研究はいくつか存在する。例えば、山口⁶⁾は、盲・聾児の義務教育制度の成立過程における同委員会報告の意義について論じている。また、R. A. D. Abel⁷⁾は、視覚障害者の登録システム(registration)の形成過程を検証した研究のなかで、同委員会報告の内容を分析・評価している。しかしながら、視覚障害者の生活全般に着目した研究はほとんどない。

2 方法

本研究の主たる資料は、盲・聾等王命委員会報告書に記載の公聴会議事録である。

王命委員会は、調査の一環として116回の公聴会を開き、国内外から選出した障害児・者問題の関係者(障害者を含む)150余名の意見を聴取した。報告書には、それらの証言が委員会の質問内容と共に一問一答形式で記載されている。そのうち、視覚障害者本人と視覚障害者の教育および救済関係者94名の証言を抽出し、分析の対象とした(表1)。

資料分析の観点として以下の8項目を設定した。

1. 視覚障害の原因と程度
2. 失明時期
3. 性別
4. 年齢
5. 教育・訓練歴
6. 職種
7. 生活または就労の場
8. 本人または家族の経済状態

II 19世紀末イギリスにおける視覚障害者の生活実態

本章では、王命委員会報告の公聴会証言および関係機関の年次報告等を元に、19世紀末イギリスにおける視覚障害者の生活実態を、自活度

表1 盲・聾等王命委員会公聴会における証言者
(視覚障害関係)の所属機関および職種

	所属機関・職種	人数(かっこ内は 視覚障害者数)
教育機関	盲学校運営委員	5(1)
	盲学校校長	6(1)
	盲学校教員	6
	盲学校職業部長	2
	盲学校寮母	1
	盲学校生徒	1(1)
	盲学校牧師	1
	学務委員会学校校長	3
	学務委員会盲教育教員	4(1)
	一般専門学校校長	2
自活盲者	職人	3(3)
	音楽家	2(2)
	弁護士	1(1)
盲成人作業所	運営委員	7
	盲職員	5
入所施設	一般教養院牧師	1
	盲児施設	2
	盲成人ホーム	1
	盲老人ホーム	1
慈善団体	家庭訪問指導協会	10(1)
	年金協会および その他の協会	16(1)
医療機関	眼科医	1
	病院職員	2
教会	教区牧師	2
慈善行政	救貧委員	1
	慈善長官	1
文教行政	文部大臣	1
	学務委員会委員	4(1)
	文部省調査官 (音楽教育)	1
その他		1

別、処遇形態別に明らかにする。

1 職種別に見た自活盲者の生活実態

職人、音楽家、教師などが、当時の視覚障害者の主たる職域であった。ここでは、自活盲者の生活実態を職種別に検討することにより、彼らの自活が達成されるための条件等を明らかにする。

(1) 職人

当時、盲学校の職業訓練部門では、主に箒作

り、ブラシ作り、マット作り、籐座作りなどの技術が教えられていた。

11歳で失明したG. バーンズ(George Barnes)⁸⁾は、3年半職業訓練を受け、いくつかの作業所で働いた後独立した箒職人である。彼は、材料の入手には困難を感じていなかったが、購入者である晴眼者が盲職人の製品に信頼を置かないことを指摘し、盲職人の製品販売所の設置の必要性を主張している。彼は、「就労の機会さえ与えられれば、盲職人の自活は可能である」と断言している。

ブラシ職人のJ. ニート(John Neate)⁹⁾も、独立している盲職人のための仕事場の確保を求めた。彼は、就職した後、製品を売るために多大な苦勞をしたことや、晴眼の雇用主に「視覚障害者は雇わない」と何度も拒否されたことなど、自身の体験を紹介している。

視覚障害者本人に技術習得の能力がある限り、盲学校における手工訓練の果たす役割は非常に大きかったと言える。しかし、たとえ高度な技術を身につけたとしても、一般の作業所への就職や行商は決して容易ではなかった。証言者たちは、一様に盲職人優先の就労の場の提供を望んでいた。

(2) 音楽家

証言者のひとりであるJ. ホランド(John Holland)¹⁰⁾は、調律師として自活していた盲者である。彼は、ロイヤル・ノーマルカレッジ(Royal Normal College and Academy of Music for the Blind)¹¹⁾でピアノ調律の技術と音楽の理論を学んだ。しかし、彼には仕事を得るためのコネクションが全くなかったために最初は僅かな収入しか得られず、自活できるようになったのは仕事を始めてから1年後のことであった。J. ホランドのケースを見る限りにおいては、音楽関係の職業に関しても、やはり優れた技術の習得だけでなく、いかにして仕事の機会を確保できるかが自活のための重要な条件であったようである。

J. ホランドは、「視覚障害者にとって最も適切な職業は、まちがいなく調律師である。コネ

クションさえ得られれば、調律は他のどの職業よりも率のよい仕事である。」と述べている。そして彼は、視覚障害者が調律師として成功するために必要な教育について、「盲者に、楽器の修理の仕方を指導することは、確実に有益なことである」と証言している。依頼者の期待に沿うために、言い換えれば、自分が対処できることを少しでも増やして、目の見える調律師ではなく自分と契約してくれる人を増やすために、予め確実な技術を身につけておくべきであるというわけである。

次に、ロイヤル・ノーマルカレッジの年次報告¹²⁾より、同校の卒業生の音楽関係の就労の実態を紹介する。

同校の卒業生の多くが、オルガニストや聖歌隊の指揮者、音楽教師、調律師などの職を得ていた。彼らの大部分は、「自分の仕事に満足している」と報告している。単一の職種ではなく、数種類の仕事に従事していた者が比較的多く、なかには年間 200 ポンド以上の高収入を得ていた者もいた。仕事に成功していた女性の報告も多いことから、音楽関係の職業については、特に性別による差異はなかったと言える。

職人や音楽家以外にも、視覚障害者の自活を実現させる職域はあった。例えば、弁護士や牧師、盲学校教師といった、知性が求められる仕事については、比較的就職の可能性が高いとの期待が寄せられていた。実際、高等教育を受けてそのような職に就いた者の事例も報告されている。

2 処遇形態別に見た被救済盲者の生活実態

完全な自活が不可能であった視覚障害者たちは、さまざまな方法で救済を受けていた。主な救済形態は、①救済法に基づき、一般の公的貧民 (pauper) とともに救済院内に保護される、②視覚障害児・者のための入所・通所施設による救済を受ける、③公私の年金を受けながら自宅で暮らす、というものであった。

本節では、視覚障害者の生活実態を救済形態別に見ながら、救済方法、対象・非対象者の条件などを明らかにする。

(1) 一般の救済院における救済

ウリッジ救済院の牧師、H. アンドラス (Henry Andras)¹³⁾ は、視覚障害者の処遇に大変興味をもっていった。彼が関わっていた救済院には視覚障害者が 26 名収容されていたが、彼らは全て「虚弱者 (infirm)」に分類され、救済院内の虚弱者病棟 (infirm ward) に収容されていた。すなわち、働く能力の有無にかかわらず、労働の機会は与えられていなかったのである。

また、救済委員である J. R. ブラウン (John Richard Browne)¹⁴⁾ の証言によれば、彼の救済連合区にある救済院においても、視覚障害者は虚弱者または高齢者の範疇に入れられており、彼らは、週に 1 度の読み方指導と朗読しか受けられなかった。

当時、一般の救済院に収容されていた視覚障害者は、「働く能力のない者」という評価を受け、教育や訓練の機会はほとんど与えられていなかった。しかし、自由放任思想に基づく「貧困は個人の責任」という考え方が根付いていた 19 世紀のイギリスにおいて、視覚障害者、特に事故などの理由によりやむを得ず失明した者にとって、他の公的貧民と同じ扱いを受けることは心外であった。彼らは、教区の援助を受けることや、救済院へ入ることを望まなかった。救済行政も、このことを配慮した新たな救済方法を考え始めてはいたが¹⁵⁾、実際にはまだ実行に移されていなかった。

(2) 盲児施設における救済

ニューウェールズ・キルバーン盲児ホームの院長、ロベル (Lovell)¹⁶⁾ は、主として貧困層の家庭に生まれた盲児をホームに寄宿させて、教育と訓練を行っていた。当時の盲学校の入学許可年齢が比較的高かったのに比べて、この施設では、3 歳の幼児から受け入れが認められていた。ロベルは、家庭で放置されていたために身の周りのことが何もできない入所児童の事例を紹介し、貧困家庭における不適切な養育環境について指摘している。

一方、週に 2 度貧困層の盲児を集めて指導を行っていたリバプール盲人家庭指導協会の J.

チェインバーズ (J. Chambers)¹⁷⁾ も、貧困層の親が子どもの教育に関心を示さないことを指摘し、劣悪な環境にある児童は家庭から引き離して養育すべきであるとしている。

貧困盲児の失明原因をみても、事故や病気の後遺症などが非常に多いことから、当時の貧困家庭における盲児の生活環境は劣悪であったと言える。これらの児童に対して、有産階級の人々の寄付と僅かな授業料を財源とする民間の救済団体による保護と教育が行われていた。貧困がさらに貧困を生み、盲児が怠惰なまま育ってしまうことを防ぐための努力が、主に私的な慈善によってなされていたわけである。

(3) 盲成人作業所における就労

盲学校で手工訓練を受けた視覚障害者が、卒業後独立して生計を立てていたケースは非常に少なく、多くの盲職人は、盲成人作業所を就労の場としていた。証言者たちは、盲職人の自活の実現にとって重要な役割を担う場としてこの盲成人作業所の存在意義を主張し、施設の増築と、盲職人の支援体制の強化を求めた。

では、なぜ視覚障害者のみを対象とした作業所でなければならなかったのであろうか。

盲職人は、一つの製品を作るのに晴眼の職人の2倍あるいはそれ以上の時間を要した。製品のできばえという点でも、晴眼者より劣っていた。晴眼の職人たちは、このような盲職人を対等視せず、彼らに偏見を抱いていた。したがって、盲職人は独自の作業所で働き、彼らの製品を販売するための特別なショップを設置すべきであると考えられたのである。これは、盲職人自身の意見でもあり、「晴眼者の職場で雇用されたい」という積極的な主張は見られない。

(4) 民間年金給付協会による救済

中途失明者や高齢盲者などが公的貧民となることを防ぐための対策が、民間の救済団体によって進められていた。その代表的なものが、私的な寄付を財源とする年金給付協会であった。

視覚障害者に年金を給付するための協会は多数存在したが、協会の規模や対象者の属性はさ

まぎまであった。しかし、いずれの協会においても、高齢者の割合が高かった。申請者全員が採用されていたわけではなく、受給待機者が非常に多かったことから、視覚障害者における年金の需要は非常に高かったと言える。

例えば、英国盲人年金協会の事務長、W. E. テリー (William Elliott Terry)¹⁸⁾ の報告によれば、同協会では、当時 490 名の視覚障害者に対して年金を給付しており、それ以外に約 200 名の受給待機者がいた。そして、490 名中 106 名が 70 歳以上の高齢者であり、受給者の多くが成人以降の失明者であった。

では、具体的には、どのような人々が年金協会の救済対象とされ、あるいは非対象とされたのであろうか。

英国盲人年金協会では、年金給付者を決定する際、申請者の過去の功績 (仕事をしていた頃に勤勉であったか否か) を考慮していた。「責任感のある者」「勤勉な者」が救済の対象とされ、怠惰で働く意欲をもたない者に対しては、援助の手はさしのべられなかった。少しでも働く意欲のある者、自ら努力して自活する意志のある者に対して、彼らの生活に最低限必要な年金を給付することが、協会の目的であった。そして、多くの年金協会において、乞食および街頭や居酒屋における流しの音楽家が、年金給付の対象外とされた¹⁹⁾。すなわち、乞食や流しの音楽家は勤勉な者の職種とは認められず、たとえ援助なしでの自活が困難であっても、救済の対象外とされたわけである。その理由については後述する。

次に、年金を受給しながら自宅で暮らしていた視覚障害者たちの就労の実態を見てみる。

盲貧民学校の職業マネージャー、A. ミッドウィンター (Alfred Midwinter)²⁰⁾ は、熟練度の低い卒業生の進路について次のように証言している。

「洗濯、教会のベル鳴らし係、オルガン演奏などの小さな仕事を得た者がいる。(中略) 収入は多くはないが、それでも彼らはなんとか生活している。」

視覚障害者の自活の可能性が技術的能力に大きく依存していたことは言うまでもないが、比較的能力の低い者にも可能なさまざまな仕事が存在したようである。そして、熟練度が比較的低い者も、できるかぎり仕事に就くことが望ましいとされ、彼らが公的貧民に陥らないために、僅かな収入は年金によって補給されていたのである。

しかし、その一方で、収入は一切なく、完全に年金に依存せざるを得ない状況にある者も多かった。特に、高齢盲者、(中年以降の)失明者、そして比較的年齢の若い盲女性が、その典型的な例であった。民間年金給付協会には、「視覚障害者の自活を支える」ことだけでなく、「就労が不可能な人々の生活をほぼ全面的に保証する」というもう一つの役割もあったのである。

III 王命委員会および公聴会証言者の教育・救済構想とその意義

19世紀末イギリスにおける視覚障害者の生活は、自活度や処遇形態によって様々であった。では、当時の社会は、彼らのそれぞれの生活をどのように評価し、視覚障害者の教育および救済の目的や方法をどのように考えていたのだろうか。そしてその考え方は、視覚障害者の生活の改善にいかなる影響を与える可能性をもっていたのだろうか。

本章では、王命委員会が示した勧告と、視覚障害者の教育・救済に関する公聴会証言者の意見を通して、当時の社会が視覚障害者に対して抱いていた期待の内容と特徴を明らかにし、その意義を追求していく。

1 王命委員会勧告の概要

王命委員会報告書の冒頭には、「本国における視覚障害者の実態、国内外における視覚障害者の初等教育・職業訓練・専門教育の諸制度、現存の施設、視覚障害者に開かれまた適している職業、その職に就きうる視覚障害者の数を増やすために必要な教育拡充方策について調査し報告すること」²¹⁾という、当委員会の設置目的が掲げられている。では、実際には、前章で明ら

かになった視覚障害者の生活状況に対して、いかなる改善策を示したのであろうか。

(1) 基本理念

王命委員会は、視覚障害者に対する基本的な立場を次のように述べている。

「地方当局や国家にとっては、盲者を一生扶養しなければならないことや、彼らに怠惰なままで公私の慈善によって生計を立てさせることよりも、数年間彼らの基礎教育と職業教育に資金を費やすことの方が良いのである。」²²⁾

この一文から、視覚障害者を教育することの主たる目的が、地方当局や国家の経済的負担の軽減にあったことは明白である。この基本理念について教育史家の、D. G. プリッチャード (D. G. Pritchard) は、「国の利益ということはよくいわれているが、障害児の利益ということとはほとんど語られていない」²³⁾として、同委員会の考え方を厳しく批判している。しかし、この王命委員会の打ち出した勧告は、D. G. プリッチャードが言うように、視覚障害者本人に対して何の利益ももたらさなかったのだろうか。救済費削減のために視覚障害者の就労を重視し、その実現を目指そうという政策者側の意図は無視できないとしても、同委員会報告が、現実的作用として19世紀末イギリスにおける視覚障害者の生活の改善に良い影響をもたらしたことも事実であると思われる。

(2) 教育関連

「視覚障害児の教育」に関する方針は、次のように要約することができる。

- ・就学年限を5~16歳とし、無償の義務教育を施す。
- ・幼児教育および初等教育は公立学校で²⁴⁾、職業技術教育は盲学校または技術専門学校で行う。

このように、義務就学期間を5~16歳と、通常よりも長く設定し、その中に職業技術教育を義務づけていることが大きな特徴である。

(3) 職業支援

王命委員会は、視覚障害者の職業訓練の充実を目指すと同時に、彼らの卒業後の支援体制の

強化も重視し、盲成人作業所および製品販売店の増設、作業所相互の連携の徹底、作業所における晴眼の監督者の配置などを求めた。

(4) 貧困盲者の救済

王命委員会は、視覚障害者を一般の貧民と同一視してはならないとした。具体的には、救貧法に基づく救済の対象となった視覚障害者については、「もし彼らが勤勉でしかも良い振る舞いをするようであれば」という条件を付加して、労働能力の有無を判断するための選択テストであるワークハウステスト（救貧院に入るためのテスト）の免除を主張し、また親族のある視覚障害者の院外救済を認めるべきであるとした。そして、高齢盲者および盲女性を一般の公的貧民とは別の収容施設へ措置する権限を、救貧委員に与えるとした。

2 視覚障害者の教育・救済に関する公聴会証言者の意見

次に、王命委員会公聴会の証言者となった、視覚障害者の教育・救済関係者たちの意見を整理する。

(1) 学齡児童および幼児の教育

視覚障害児教育のあり方については、盲学校や民間の盲児施設の関係者たちが理想的な教育について意見を述べている。重視された教育内容としては、①身辺自立、②悪い習慣の矯正、③教科教育等の基礎教育、④身体的訓練などが挙げられた。

まず、身辺の自立については、盲児施設のリベル²⁵⁾をはじめ多くの証言者がその必要性を主張しており、盲児の初期段階の教育で重要な位置を占める内容と考えられていた。そしてそれは、将来彼らに教育を積み重ねて行くにあたって、最低限必要な条件であるとされた。

次に、盲児教育の重要な課題の一つとされた「悪い習慣の矯正」であるが、これが強調された理由については、盲人家庭指導協会の教師、W. ヒバート (William Hibbert)²⁶⁾の証言の一節に、その答えを見いだすことができる。彼は、「盲児は、偏見を抱かせるような不利な習慣(身をくねらす、体をひねる、体を揺するなど)を

身に付けてしまう傾向がある」と述べている。すなわち、盲児特有の癖は、周囲の晴眼者の目には「異質なもの」と映っていたのである。したがって、視覚障害児の教育関係者たちは、将来盲児がコミュニティで晴眼者と共に生活することを想定して、社会が彼らを心地よく受け入れるように、彼らの特異な行動や習慣をできるだけ解消しようとしたのであり、当時、視覚障害者の生活や行動の様式に関して、晴眼者との近似が求められていたのである。

一方、盲児に対する特別な指導とは別に、基礎教育の重要性も指摘された。これは、民衆児童教育の進展が「盲児に対しても晴眼児と同じ内容の教育を施すべきである」という考え方をもたらしたことによるが、理由はそれ以外にもあった。すなわち、盲児の教育の最終的な目標はあくまで「自活」であり、基礎教育は、職業訓練を行う前段階の手續きと考えられていたのである。

(2) 音楽教育

イギリスにおける視覚障害者の音楽教育は、アメリカの盲学校における実践経験の豊富な F. J. キャンベル (Frances Joseph Campbell: 1829-1914)の貢献により発展していった。彼が T. R. アーミテージ (Thomas Rhodes Armitage: 1824-1890)と協力して創設したロイヤル・ノーマルカレッジにおける実践は、盲学校教育、とりわけ音楽教育の模範となった。

F. J. キャンベルは、視覚障害者が職業音楽家として成功するための条件として、「分析する力があること」、「あらゆることを頭の中で構成できること」を挙げ、「もしこれらのことに関する訓練を受けなければ、演奏はできても職業家としては成功しないであろう」と述べて、職業訓練の前提としての基礎教育の必要性を明示した²⁷⁾。

では、音楽教育の対象は、どのように考えられていたのだろうか。

「音楽教育の対象は一部の生徒に限定すべきである」というのが、F. J. キャンベルをはじめ多数の証言者たちの見解であった。ヘンショー

盲学校の G. グッドウィン (George Goodwin) も、専門的な音楽教育の対象は「明らかに才能のある生徒」また「音楽で生計を立てようとしている生徒」に限定すべきであるとしている²⁸⁾。このように、音楽教育の対象が限定されたのは、当時の視覚障害者に対する音楽教育の目標が、豊富な技術と知性をもった職業音楽家を育てることであったためである。才能と意欲のある者だけを選び、彼らにより高度な内容の教育を施そうとした点が、音楽教育の大きな特徴であった。

(3) 中途失明者の教育と救済

前述のように、一般の救貧院においては、視覚障害者には教育や就労の機会が与えられず、失明して仕事を失いひとたび救貧院へ措置された者は、無為に時を過ごすしかなかった。救貧委員の J. R. ブラウンは、このような状況に対して、学齢盲児だけでなく、中途失明者についても教育施設への措置の必要性を指摘した²⁹⁾。中途失明者に手工訓練を施し、職人として就労させることが可能であるとすれば、学齢児童の場合と同様に、確実に救済費の削減に繋がるわけである。

では、失明時期が比較的遅く、訓練を受けて職を得る能力を持ち合わせていなかった者については、どのように考えられていたのだろうか。

中年以降に失明した者は、高度な技術を要しない単純な仕事に就くか、さもなければ生活の全てを他者からの援助に依存して、自宅もしくは救貧院で暮らしていた。そして、彼らに対しては、各地に設立された盲人家庭訪問指導協会が慈善の手をさしのべていた。

ロンドン家庭指導協会の W. ムーン (William Moon: 1818-1894) の証言³⁰⁾ および同協会の年次報告³¹⁾ によれば、指導員が主に高齢盲者の自宅や入所施設を訪問し、彼らにムーンタイプ³²⁾ を教えて聖書などの書物を読ませる活動を積極的に行っていた。

3 王命委員会および証言者の教育・救済構想の特徴とその意義

前節において、王命委員会勧告および公聴会証言者の意見に見られる教育・救済構想が明らかになった。では、その構想は、視覚障害者の生活改善にどのような利益をもたらす可能性を含んでいたのだろうか。また、いかなる課題が残されたのであろうか。

王命委員会が目指した政策の根拠は、「視覚障害者の経済的自立の推進」にあった。その方針に、貧困問題の解決や軽減という政策的な意図が投影されていたことは当然である。しかしそれだけではなく、視覚障害者に対する教育や生活支援の新しい試みは、現実的作用として彼らの生活を改善する可能性を確かに含んでいたと言っていよいであろう。

公聴会証言および関連諸機関の年次報告によれば、専門的な教育を受けて職業人として成功し、仕事に満足している視覚障害者が多数存在していた。当時、経済的自立は、社会人として最も高く評価されるための条件であった。つまり、教育制度の見直しや職業支援の充実という構想が実現すれば、視覚障害者の自立の可能性は広がり、彼らは一市民として高く評価されて安定した生活を送れることになる。また、公的貧民との同一視を望まなかった視覚障害者にとっても、救貧院とは別の場所で教育や訓練を受け、盲成人作業所の支援の下で働けるという条件は、大変好都合であった。

次に、自活可能性の低かった視覚障害者の救済構想の特徴について述べる。

熟練度の低い職人のように、完全な自活が困難な視覚障害者に対しても、彼らが一定条件を満たしていれば、関係者たちは必ずしも彼らの救済に否定的ではなかった。その条件とは、「働く意欲をもっていること」および「道徳性に優れていること」であり、この条件に反しない限りにおいては、彼らの就労を支え、収入の不足を補うための援助を行うべきであるとされた。

一方、就労の機会がほとんどなかった中年以降の失明者や高齢盲者に対しても、「失明以前に勤勉であったこと」および「道徳性に優れていること」という条件を満たしていれば全面的な

生活援助を行うべきであるとされた。このように、就労を前提とした教育や訓練が不可能であるとみなされた視覚障害者は、自活への期待とは無関係に、救済団体の固定した理想像に基づいて高い道徳性を求められ、聖書を読んで敬虔なキリスト教徒として余生を送ることが望ましいとされた。そこには、救済する側の救済することへの満足感も含まれていたといえよう。

さて、視覚障害者に対する教育・救済構想の意義と特徴を、対象者の自活度別に見てきたが、次に教育と救済の対象に関するいくつかの問題点について考察する。

まず第一に、流しの音楽家に対する評価が非常に否定的であったという点である。音楽を学び、その技術を活かして街頭やパブの流しの演奏家となった視覚障害者は多い。しかし、盲学校教師や年金給付協会の役員は一様に、彼らに対して「音楽教育を受けたが就職できず、脱落した者」という、極めて低い評価を下していた。

流しの音楽家は、必ずしも収入を他者に頼っていたわけではなく、むしろ低収入ではあったにせよ、経済的自活が達成されていたケースもある。それでは、なぜ彼らに対して低い評価が与えられたのであろうか。流しは、特定の場所で仕事をするわけでもなければ、安定した収入が得られる保証もなかった。しかも、当時は、飲酒と怠惰・貧困・犯罪が近接的な関係にあったため、とりわけ飲酒の機会が多かった流しの音楽家たちは、社会的に低い評価を受けることとなったのである。したがって流しの音楽家は、音楽教育関係者の目には「理想的な職業音楽家とは大きく異なる存在」と映り、年金給付協会の救済対象からも除外されたのである。

第二に、比較的年齢の若い盲女性が、当時の教育構想の対象外とされた点である³³⁾。盲女性の自活が相当困難であったことには、彼女たちの自活能力の有無ではなく、就労の機会の不足や教育の機会の制限といった、女性全般に共通の社会的要因が深く関係していたと考えられる。したがって、盲女性たちは、当時の視覚障害者に対する教育構想の主たる対象とはなりえ

なかったのである。

IV 結 語

以上、19世紀末イギリスにおける視覚障害者の生活実態と、その生活の改善策の特徴および意義について述べてきた。しかし、本研究では、主に王命委員会報告書のみを分析の対象としたため、同委員会報告の社会的位置づけを明確化するには至らなかった。したがって今後は、視覚障害関連諸機関の年次報告や社会的・経済的事象に関する資料を合わせて分析することにより、王命委員会報告の歴史的意義を追究しなければならない。そして、王命委員会報告書が出版された後、視覚障害者の教育や救済に関するいかなる改善策が実行に移されたのか、それによって視覚障害者の生活環境はどのように変化していったのか、さらには社会が求める視覚障害者像がどう変化していったのかについて、時系列的な分析を行う必要がある。

註および文献

- 1) 加藤康昭 (1972) 盲教育史研究序説. 東峰書房. pp. 129-176.
- 2) 山口洋史 (1993) イギリス障害児「義務教育」制度成立史研究. 風間書房. pp. 33-35.
- 3) Charity Organization Society (1876) Training of the Blind.
- 4) Ibid., p21.
- 5) Report of the Royal Commission on the Blind, the Deaf and Dumb, &c of the United Kingdom (1889) 4 vols.
Vol. 1: 各種調査のまとめおよび勧告
Vol. 2: 付録
Vol. 3 (2分冊): 公聴会証言の議事録
Vol. 4: 要録
- 6) 山口洋史 (1993) イギリス障害児「義務教育」制度成立史研究. 風間書房.
- 7) Abel, R. A. D. (1987) Identification of the Blind, 1834-1968: A Study of the Establishment of the Blind Register and the Registration Process., A Thesis Submitted to the London School of Economics, University of London.

- 8) Report of R. C. B. D. (1889) vol. 3, p150.
- 9) Ibid., p83.
- 10) Ibid., p523.
- 11) 1872年に開設された盲学校。一般教育と音楽教育が行われていた。
- 12) Annual Report of Royal Normal College Academy of Music for the Blind (1889, 1892-1895).
- 13) Report of R. C. B. D. (1889) vol. 3, p790.
- 14) Ibid., p660.
- 15) Ibid., p660.
- 16) Ibid., p40.
- 17) Ibid., p449.
- 18) Ibid., p137.
- 19) Annual Report of Christian Blind Relief Society (1880/81-1889/90).
- 20) Report of R. C. B. D. (1889) vol. 3, p95, 97.
- 21) Report of R. C. B. D. (1889) vol. 1, p xi.
- 22) Ibid., para. 240.
- 23) Pritchard, D. G. (1963) Education and the Handicapped, 1760-1960. Routledge and Kegan Paul., p97.;
Prichard, D. G., 岩本憲 (訳) (1969) 障害児教育の発達-18世紀から20世紀まで-。黎明書房。p122.
- 24) 視覚障害児を公立学校で教育することの是非に関しては、証言者の意見が分かれた。「視覚障害児を一般の児童と一緒に教育すべきである」という考え方が多いが、その一方で、専門教師による指導の不足や健常児による差別などを懸念して、これに強く反対する者もいた。王命委員会は、盲児を遠くの盲学校へ措置してその交通費を負担する、あるいは新たに盲学校を建設するよりも、既にある近くの公立学校へ彼らを就学させる方が、明らかに経済的であるという理由から、前者を推薦したものと考えられる。
- 25) Report of R. C. B. D. (1889) vol. 3, p 40.
- 26) Ibid., p 70.
- 27) Ibid., p 362, 366.
- 28) Ibid., p 453.
- 29) Ibid., p 660.
- 30) Ibid., p 632.
- 31) Annual Report of Home Teaching Society for the Blind (1876, 1888, 1889, 1891).
- 32) W. ムーンにより考案された凸文字。ローマ字そのものか、それに若干の手直しを加えたものから成る。ローマ字のうち、より複雑な何文字かは全く新しい記号に置き換えられた。
- 33) 1866年、盲青年に対して大学および高等専門教育を受けさせるための最初の教育機関であるウースターカレッジ (Worcester College for the Blind) が設立された。しかし、同校の対象は男子生徒のみであった。

**The Relation between the Life of the Blind and Social Attitudes toward Them
in the Late 19th Century, UK :
from 1889 Report of the Royal Commission on the Blind, the Deaf and Dumb, &c**

Mayumi AOYAGI and Makio NAKAMURA

The aim of the study was to investigate the relation between the life of visually impaired people in the late 19th century when the education and treatment for them began to be considered by the Government and social attitudes toward them.

The study used the minutes of public hearings in the 1889 Report of the Royal Commission on the Blind, the Deaf and Dumb, &c, as the primary source of data. The Royal Commission held 116 public hearings and collected the opinions from over 150 people. Among them, 94 pieces of evidence given by people with visual impairment or people who were working with them were analyzed in detail in this study.

In the late 19th century, "economic independence" was a basic condition to be recognized as a member of society. The Royal Commission considered that visually impaired people should have such financial independence and advocated the importance of education for them. This progressive policy resulted in reduction of governmental expenditure and, at the same time, brought considerable benefit to visually impaired people themselves.

On the other hand, people who were working for the relief of the poor provided support for visually impaired people who were not able to be independent, if they meet some conditions.

Key Words : blind late 19th century, UK Royal Commission on the Blind, the Deaf and Dumb economic independence relief